**環境農林水産部４週８休工事の労務費等補正に関する実施要領**

第１条 目的

大阪府環境農林水産部では、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)の趣旨を踏まえ、建設業界における若手技術者の離職対策や新卒者が入職しやすい職場環境づくりを支援するため、「４週８休工事」の積極的な推進に取り組む。

第２条 対象工事

次の工事を対象とする。

１　「土地改良工事積算基準（土木）」の諸経費を適用する工事

２　「土地改良工事積算基準（施設機械）の内、施設機械設備据付工事・鋼橋製作架設工事・電気通信設備製作据付工事」の諸経費を適用する工事

３　「森林整備保全事業設計積算要領」の諸経費を適用する工事

４　「自然公園事業」において実施する工事

５　その他、検査指導課と協議した工事

但し、緊急に対応することが必要な工事（災害復旧工事など）及び現場作業が１週間未満の工事は除く。

第３条 発注方式

１　区分

（１）発注者指定型

発注者が、４週８休に取組むことを指定し、労務費等の補正を当初設計より計上する方式。

（２）受注者希望型

受注者が、現場着手前に発注者に対して４週８休に取組む旨を協議した上で取組み、達成状況に応じ、労務費等の補正を設計変更で計上する方式。

　２　運用

　　　発注者指定型を原則とする。

第４条 定義

１　４週８休

対象期間内において、４週８休以上の現場閉所が確保されている状態。(原則、土日を休工とする。)

２　対象期間

工事着手日から完成通知日までの期間とする。ただし、次に掲げる期間は対象期間から除く。

（１）準備期間

（２）後片付期間（20日間）

（３）年末年始休暇（6 日間）

（４）夏季休暇（3 日間）

（５）工場製作のみを実施している期間

（６）工事全体を一時中止している期間

（７）発注者が対象外と認める期間（受注者の責によらず現場作業中止を余儀なくされる期間等）

３　現場閉所

現場事務所での事務作業も含め１日を通して現場及び現場事務所が閉所されている状態とする。但し、工事現場の巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な最低限の作業を行う場合を除く。

４　４週８休以上の現場閉所

現場閉所日数（１日を通して現場閉所された日の合計）が対象期間中で２８．５％（８／２８日）以上の水準に達する状態とし、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日も現場閉所日数に含める。

５　現場閉所の確認

　 毎月20日及び5日に提出する工事月報（工事履行確認）及びその都度提出の休日(夜間)作業承諾書により行う。

　　 これら書類が適時に提出されない場合は、現場閉所として認めないことがある。

６　4週8休工事算定対象日数のイメージ



第５条　労務費等の補正

１　発注者指定型

労務費等に対して、別表「労務費等の補正係数」のうち、現場閉所状況が４週８休の係数を乗じた補正を行い、当初設計金額を算出する。ただし、４週８休（現場閉所率２８．５％以上）が達成できない場合は、その達成状況に応じて４週７休及び４週６休の補正率により変更契約する。

なお、現場閉所率が２１．４％未満の場合は、当該補正分を減額変更する。

２　受注者希望型

受注者の取組状況に応じ、別表「労務費等の補正係数」を乗じて契約変更を行う。

ただし、工事（現場）着手前に４週８休に係る協議が整わなかったものは、補正の対象としない。

別表 労務費等の補正係数

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 現場閉所状況  （現場閉所率） | ４週８休  （28.5％以上） | ４週７休  （25.0％以上28.5％未満） | ４週６休  （21.4％以上25.0％未満） |
| 労務費 | １．０５ | １．０３ | １．０１ |
| 機械経費（賃料） | １．０４ | １．０３ | １．０１ |
| 共通仮設費率 | １．０４ | １．０３ | １．０２ |
| 現場管理費率 | １．０６ | １．０４ | １．０３ |

（現場閉所率） 対象期間内の現場休工日数÷対象期間内の日数×１００（％）（小数点2 位切捨て）

※市場単価は、補正の対象としない。

第６条　適切な工期設定

発注にあたっては、積算基準に基づき施工量に応じた必要日数を算出し、不稼働日数や準備・後片付期間を含めるなど、現場条件に応じた適切な工期設定を行う。

第７条　工期の変更

工期の変更理由が以下に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。

１　設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない

場合

２　設計図書で明示されていない施工条件について、予測することのできない特別な状態が生じた場合

３　工事の施工を一時中止させた場合

第８条　発注方式の指定

入札公告に「発注者指定型」「受注者希望型」又は「補正対象外工事」の区分を明記する。

「発注者指定型」の場合は、見積参考資料に補正係数を記載する。

第９条　留意事項

４週８休工事の実施に当たっては、以下の項目に留意するものとする。

１　発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に休日中の作業が発生するような指示等は行わない。

２　発注者は、受注者からの協議等にはできる限り速やかに対応する。

第10 条　その他

受注者が提出する書類に虚偽の記載があった場合、あるいは信義則に反する行為があった場合は、「大阪府入札参加停止要綱」「建設工事請負契約書」に基づき厳正に対応する。

附 則

この要領は、令和２年３月１２日から施行し、令和２年４月１日以降の公告案件から適用する。

附 則

この要領は、令和２年８月１日から適用する。